

# 公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和6年11月7日

収支等命令者

佐賀県立図書館長 古賀 由紀子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 歴史資料デジタル化業務
- (2) 業務内容 別紙「歴史資料デジタル化業務委託仕様書」による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年2月21日（金）まで
- (4) 納入場所 佐賀県立図書館 〒840-0041 佐賀市城内二丁目1番41号

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 過去2年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体（広域連合又は一部事務組合の特別地方公共団体を含む）、国立大学法人、大学共同利用機関法人等を相手方とする歴史資料の撮影・画像データ作成の実績があり、資料撮影及び取扱いの経験豊富な技術者が本業務を担当すること。
- (2) 仕様書に基づいて業務を履行できるものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という）は、入札参加資格確認申請書（様式1）に関係資料を添付のうえ、令和6年11月18日（月）午後5時までに下記の担当課に直接持参又は郵送（同日時までに担当課に必着）してください。入札保証金の免除を希望する者にあつては、これらの書類に加え、同種業務の履行実績調書（様式3）に履行実績を証明する書類を添付してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

#### 【関係資料】

(1) 営業概要書（様式2）

(2) 本業務を担当する者の職務経歴書（任意様式）

職務経歴書に記載の業務に係る契約書と仕様書の写しを添付してください。ただし、

(4) 同種業務の履行実績調書に添付する契約書及び仕様書の写しと同一の場合は、契約書と仕様書の写しは一部のみの提出でよいこととします。なお、担当する者が複数になる場合は、各人の職務経歴書を提出してください。契約書と仕様書の写しについては、前述のとおりとします。

(3) 本業務を担当する者の雇用証明書（任意様式）

担当する者が複数になる場合は各人の雇用証明書を提出してください。

(4) 同種業務の履行実績調書（様式3）

#### ※担当

佐賀県立図書館 郷土資料調査・編さん課

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内二丁目1番41号

電話番号 0952-24-2900

FAX 0952-25-7049

電子メールアドレス toshokan@pref.saga.lg.jp

※11月13日（水）から11月19日（火）は休館中のため、上記の電子メールアドレス宛に連絡してください。

### 4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和6年11月25日（月）までに発送します。

## 5 入札手続き等に関する事項

### (1) 仕様書及び入札関係様式の交付方法

令和6年11月7日(木)から令和6年11月21日(木)までの間、佐賀県ホームページ(<https://www.pref.saga.lg.jp/>)の「ホーム>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>入札(その他)」に掲載します。

### (2) 入札説明会

実施しません。

### (3) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和6年11月28日(木) 午前10時から
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内二丁目1番41号  
佐賀県立図書館 中2階会議室(研修室)
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

### (4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行ないます。

## 6 その他

### (1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額を納付してください。ただし、次に該当する場合は、入札保証金の納付を免除し、又は一部を減額して入札に参加することができます。

(ア) 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額(取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体(広域連合又は一部事務組合の特別地方公共団体を含む)、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人等との間において、当該契約と同種かつ同規模程度の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以降である

ときは、提供した日の翌日から満期までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。ただし、次に該当する場合は、契約保証金の納付を免除し、又は一部を減額して契約することができます。

(ア) 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 2に掲げる要件のすべてを満たす者で、国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体(広域連合又は一部事務組合の特別地方公共団体を含む)、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人等との間において、当該契約と同種かつ同規模程度の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、6その他(1)入札保証金イ(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(5) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ク 一人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(6) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

#### (7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。

イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

エ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがあります。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

#### (8) 質問等

公告の内容に質問がある場合は、質問・回答書に質問内容を記載し、令和6年11月12日（火）正午までに3の担当メールアドレスへ送信してください。回答は、令和6年11月14日（木）までに佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）の「ホーム>分類から探す>しごと・産業>入札・補助金・公募事業>入札>入札（その他）」に掲載します。